

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和6年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

別添「秋田市大森山動物園冷菓自動販売機設置事業者募集要項」および「秋田市大森山動物園冷菓自動販売機の規格および遵守事項等」のとおり。

2 入札執行等に係る日程

(1) 入札参加申込の受付期間

申込受付期間 令和6年2月7日（水）から同年2月21日（水）まで
（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 指名通知および非指名通知

令和6年2月27日（火）までにFAX等により通知する。

(3) 入札日時および場所

令和6年3月5日（火）午後3時から秋田市大森山動物園ミルヴェ館研修ホールで行う。

(4) 契約締結期限

令和6年3月11日（月）

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと、ならびにこれらの者と密接な関係を有していないこと。

(3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 法人にあっては秋田市内に本社、本店、支社、支店等を有し、個人にあっては秋田市内で事業を営んでいること。

(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に国、県、市又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。

4 入札参加申込の手続き

(1) 受付期間内に、必要書類を秋田市観光文化スポーツ部大森山動物園（秋田市浜田字潟端154番地）へ持参すること。なお、郵送や電送による受付は行わない。

(2) 必要な書類（各1部）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（参加申込み時点において、3か月以内に発行されたもので写しも可。）

ウ 実績調書（様式2）

エ 実績調書に関する契約書等の写し

オ 申込み時点において、次の市税に滞納がないことを証明する書類（完納証明書又は納税証明書（固定資産がない場合は資産なし証明書）。各納付書の写しも可。）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもので、個人事業者は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税（令和3年度分）

※各証明書は参加申込み時点において、3か月以内に発行されたもので写しも可。

カ 誓約書（様式3）

キ 様式1～3については、秋田市ホームページから入手してください。

(3) 指名および非指名通知について

入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。なお、審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。

5 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載すること。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書は当日持参すること。なお、郵送や電送による入札は受け付けない。

エ 代理人による入札の場合は、委任状が必要になるので、物件ごとに必要事

項を記載し、記名押印したものを持参すること。

オ 提出した入札書の書換えおよび引換えならびに撤回はできないので、十分注意すること。

カ 入札保証金は免除する。

(2) 入札時に持参するもの

ア 指名通知

イ 入札書および入札に使用する印鑑（代理人の場合は代理人の使用印鑑）

ウ 委任状（代理人が入札する場合、1物件ごとに必要）

※ 入札書および委任状は秋田市ホームページの当該入札ページに添付されている様式を使用すること。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない事業者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法による入札

7 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 落札決定後の辞退はできない。

8 その他

- (1) 契約上の条件等については、別添「秋田市大森山動物園冷菓自動販売機設置事業者募集要項」および「秋田市大森山動物園冷菓自動販売機の規格および遵守事項等」

(2) 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部大森山動物園 総務・施設担当

電 話 018-828-5508

F A X 018-828-5509